

武石委員長

ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、意見書案の送付先等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 意見書案の送付先について

武石委員長

まず、意見書案の送付先についてである。1ページの資料1、意見書案送付先一覧表(案)をごらんいただきたい。
以上意見書案15件は、記載してあるそれぞれの常任委員会へ送付することにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。
なお、常任委員会で不一致となった意見書案は議運へ差し戻されることとなるが、慣例により改めて議運を開かず、議運から提出会派へ差し戻したものとみなしたいので御了承願う。
また、不一致となった意見書案を改めて会派として提出する場合は、すべての常任委員会で案件についての審査が終了し、そして、その日のすべての常任委員会が閉会した時点から1時間以内に事務局へ提出されるよう御協力願う。

2. その他

(1) 質疑について

武石委員長

次に、その他の件であるが、追加提出議案に対する質疑についてである。各会派から発言通告書が提出され、発言者については、29ページの資料2のとおりである。
発言順序は先例のとおりとし、自由民主党、日本共産党、公明党、県民クラブの順で、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。
なお、発言時間及び発言回数については、先日の議運で決定されたとおり、発言時間は1人15分以内、発言回数は3回以内ということで、御了承願う。

(了 承)

(2) 決議案の提出期限について

武石委員長

次に、追加提出議案に係る会派提出の決議案がある場合は、先日の議運で決定されたとおり、本会議終了後、昼休みを含めた1時間以内となっているので、念のため申し添える。
なお、決議案が提出された際には、直ちに各会派に、その写しをお返しするとともに、産業振興土木委員会へ送付することについて、御了承願う。

(了 承)

(3) その他

武石委員長

その他で何かないか。

(なし)

武石委員長

本日の協議事項は以上である。

次回の議会運営委員会は、特別の事情がなければ、閉会日7月4日金曜日の午前9時から開催する。協議事項は、意見書案の協議結果、閉会日の議事手続等についてである。

本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、本日の本会議の開会時刻は午前10時をめぐとする。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。